第

2095

号



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 7月 19日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 非常用食料品

Q: 当社では、地震等の災害に備え、今期 に非常用食料品を購入し、備蓄しました。こ の非常用食料品の購入費用は、どのように取 り扱われるのでしょうか。

A: 備蓄時に事業供用があったものとして、 その時の損金に算入して差し支えありません。

【解説】

減価償却資産とは、棚卸資産、有価証券及 び繰延資産以外の資産で、用役を長期間にわ たって提供しながら、時の経過や使用のため に除々にその機能及び価値が減少していくも のです。

ところが食料品は、それが食事の用に供さ れることによって消費されるものですから、 減価償却資産の範囲には含まれず、一種の消 耗品と認められます。

ところで、消耗品は、使用を開始した時を もって消耗品費として費用化され、貯蔵中の もので期末に未使用のものは棚卸資産として 資産に計上することになります。

しかし、非常用食料品の場合、備蓄するこ とが本来の用途と認められることから、その 本来の用途に供した時、すなわち備蓄を開始 した時をもって事業の用に供されたものとみ るのが相当です。

したがって、非常用食料品の購入費用は、 その非常用食料品を所定の場所に配備した日 を含む事業年度の損金に算入することが認め られます。







